

## 覚 書

国立大学法人東北大学（以下「大学」という。）と国立大学法人東北大学職員組合（以下「組合」という。）は、2016年（平成28年）1月25日の団体交渉においてマイナンバー制度にかかる現行制度およびクォーター制にかかる検討内容について下記のとおり確認した。

### 1. 職員から大学へのマイナンバーの提出について

- ・大学は、事業所においては法令で定められた義務であるため、職員に対しマイナンバーの提供を依頼しているものであり、強要することはない。また、職員がマイナンバーを提出しないことによる不都合については、現時点ではないと考えている。
- ・大学は、職員のマイナンバーを専用の施錠した室内にて、ネット環境と接続しないパソコンで数名の担当正職員によって厳正に管理し、法令で決められた事務（現時点では税と社会保障）以外のことには使わない。

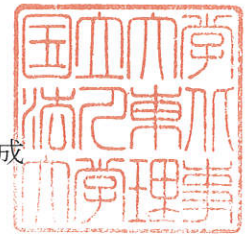
### 2. 検討中のクォーター制について

2016年（平成28年）1月25日現在の検討内容については以下のとおり。

- ・大学は、クォーター制によって現在の授業時間を変更することはない。夕方以降の義務的な業務が増すことはない。
- ・クォーター制による授業は、祝日には実施しない。やむを得ず実施するとしても必要最低限とする方向で検討している。

2016年（平成28年）2月18日

国立大学法人東北大学  
理 事 明 野 吉 成



国立大学法人東北大学職員組合  
執行委員長 山 下 正 廣

